

# ～AI・IoT 関連ビジネス、 医療・ヘルスケア関連ビジネス事業者必聴～

## 平成30年 データ関連改正法、新法セミナー

### ～著作権法、不正競争防止法、次世代医療基盤法を中心に～

●日 時 ● 2018年 8月 8日 (水) 13:30~16:30

●会 場 ● 企業研究会 セミナールーム（東京・麹町） 麹町M-SQUARE 2F  
<https://www.bri.or.jp/about/access>

解 説 柴野 相雄 氏 TMI 総合法律事務所 弁護士

**【略歴】**1998年慶應義塾大学法学院法律学科卒業。2002年弁護士登録、TMI 総合法律事務所勤務。2010年米国ワシントン大学ロースクール(知的財産法コース)卒業、同年サンフランシスコのモルガン・ルイス&バッキアス法律事務所勤務。2011年TMI 総合法律事務所復帰、14年同事務所パートナー就任。2016年慶應義塾大学法学院非常勤教員就任(知的財産法務ワークショップ・プログラム)。主にIT、インターネット、広告、メディア、エンタテインメントビジネスに関する裁判、仲裁および法律相談を多く扱う。近時の主著として、「IoT・AIビジネスに関するデータ保護と独禁法上の留意点」(共著)「Business Law Journal」(レクシスネクシス・ジャパン株式会社 2018年4月～6月号連載)、「個人情報管理ハンドブック(第4版)」(編著)(商事法務 2018年3月)、「[座談会]AIの活用と今後の労務管理上の課題」「労務事情」(産労総合研究所2018年1月合併号)、「ビッグデータ、学習済みモデル、AI生成物の保護」(共著)「ビジネス法務」(中央経済社 2018年2月号)等がある。

解 説 松村 将生 氏 TMI 総合法律事務所 弁護士

**【略歴】**2013年弁護士登録、TMI 総合法律事務所勤務。2015年より内閣府知的財産戦略推進事務局に出向。同事務局において、第四次産業革命時代における知財制度の在り方を検討する「次世代知財システム検討委員会」(2015年度)や「新たな情報財検討委員会」(2016年度)を担当、主にデータやAI(特に機械学習を利用したもの)の知財制度上の取扱いについて検討を行う。2017年 TMI 総合法律事務所復帰。近時の主な著書等として、「AIで変わる法規制 民事責任—AI・ロボットと責任の分配／ビッグデータ、学習済みモデル、AI生成物の保護」(ビジネス法務 2018年2月号)、「人工知能(Artificial Intelligence)と知的財産法」(TMI Newsletter vol.34)等がある

解 説 野呂 悠登 氏 TMI 総合法律事務所 弁護士

**【略歴】**東北大学法学部卒業、東京大学法学院修了。2015年弁護士登録、TMI 総合法律事務所勤務。2017年に個人情報保護委員会事務局に出向し、2017年5月30日の改正個人情報保護法の全面施行前後に、参事官補佐として法令解釈と利活用支援を担当する。2018年 TMI 総合法律事務所復帰。主に個人情報保護法やプライバシー、知的財産法を取り扱う。近時の主な著書等として、「次世代医療基盤法の概観」(TMI Newsletter vol.35)、「AIによる個人情報の取扱いの留意点」(Business Law Journal、2018年6月号)等がある

※詳細は裏面をご覧ください

●受講料● 1名 〈税込み、資料代込〉

正会員	36,720 円 本体価格 34,000 円
一般	39,960 円 本体価格 37,000 円

●申込書に所定事項ご記入の上、下記担当者あてFAXまたはE-mailにてお送りください。後日(開催日1週間～10日前までに)、受講票・請求書をお送り致します。

●会員企業のご確認、その他セミナーに関するご不明な点につきましては、当会ホームページより【TOP】→【公開セミナー】→【よくあるご質問】をご参照下さい。

●最少催行人數に満たない場合は、中止とさせていただくこともありますので、ご了承下さい。

●申込書をFAXでご送信頂く場合、FAX番号を間違えないようご注意ください。当会のホームページ(<https://www.bri.or.jp>)からもお申込みいただけます。

\*お申込み後のキャンセルは、原則としてお引き受けいたしかねますので、お申込者が出席できない場合、代理の方のご出席をお願いします。

一般社団法人 企業研究会 第2研究事業G  
 担当：宇田川 E-mail: [udagawa@bri.or.jp](mailto:udagawa@bri.or.jp)  
 〒102-0083  
 東京都千代田区麹町5-7-2 麹町M-SQUARE 2F  
 TEL 03-5215-3550 FAX 03-5215-0951

企業研究会 セミナー事務局宛

181671-1303		2018.8.8(水)	
申込書 平成30年 データ関連改正法、新法セミナー			
会社名			
住所	〒		
TEL		FAX	
ご氏名	フリガナ	所属	
Eメール			
ご氏名	フリガナ	所属	
Eメール			

\*お客様の個人情報は、本研究会に関する確認・連絡、および当会主催のご案内をお送りする際に利用させて頂きます。

# 平成30年データ関連改正法、新法セミナー

## 【開催にあたって】

ビジネスにおいてデータの活用が必須となっている昨今、政府においてもデータの利活用を促進させつつ、適切な保護を図るために、法改正の検討や各種ガイドラインを策定するなど、様々な施策を講じております。中でも、知的財産法に関しては、データが知的財産であることを前提に、保護と利活用のバランスを図るため、**著作権法及び不正競争防止法の改正案**が今国会に提出されており、成立すれば、著作権法の改正案は平成31年1月1日より、不正競争防止法の改正案は公布から1年6月以内に施行されることが予定されています。

また、個人情報の保護を図りつつ、パーソナルデータの円滑な流通を促進させるために、平成29年5月に改正個人情報保護法が全面施行されるとともに、医療分野におけるデータの利活用を促進するために、同月に「**医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律**」(以下「**次世代医療基盤法**」といいます。)が公布され、公布から1年以内に施行される予定となっております。

データをビジネスにおいて活用していくには、このような法改正の内容を正確に理解し、どのようなデータが保護され、どのような使い方であればデータを安全に利活用できるのか検討する必要があります。

そこで、本セミナーでは、業界を問わず、ビジネスにおけるデータの利活用の促進することをお考えの企業様向けに、**著作権法及び不正競争防止法の改正案並びに次世代医療基盤法の内容を解説**するとともに、これらの法律によって**保護の対象となるデータや可能となるデータの利活用方法等**について、解説したいと思います。

13:30

## 1 データの保護・利活用を巡る政府の政策概要

### 2 著作権法改正案について

#### (1) 改正案の概要

#### (2) 改正によって可能となるビジネスと留意点

- AIを利用したサービス
- 所在検索サービス・情報解析サービス
- 契約上の留意点

### 3 不正競争防止法改正案について

#### (1) 改正案の概要

#### (2) 改正に伴うビジネス上の留意点

- 禁止される行為
- 適切な保護を受けるために必要なこと
- 契約上の留意点

### 4 次世代医療基盤法

#### (1) 法律の概要

#### (2) 個人情報保護法との関係

#### (3) 次世代医療基盤法のルール

- 医療機関に関するルール
- 認定事業者に関するルール
- 情報利用者に関するルール

### 5 その他

#### (1) AI・データ契約ガイドライン

#### (2) データ流通基盤に関する検討

#### (3) カメラ画像利活用ガイドブックver2.0

### 6 質疑応答・個別質問

16:30